

北海道文教大学大学院ティーチング・アシスタント規程

(平成28年8月30日 則 第4号)

(目的)

第1条 この規程は、本学に在学する学業優秀な大学院生に対し、教育的な配慮の下に学部の教育補助業務に従事させ、将来、教育・研究の指導者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、学部教育におけるきめ細かい指導の実現等大学教育の充実を図ること、また、これに対する給与の支給により、大学院生の研究継続のための経済支援を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とする。

(業務)

第3条 TAは、授業科目担当教員の指示監督の下に学部の学生に対し、次の授業の補助等を行うことを業務とする。

- (1) 講義及び演習の補助
- (2) 実験・実習の補助(技術上の助言、準備及び機器の整備等を含む。)

(採用資格)

第4条 TAは本学大学院の修士課程に在学する者で、人物および見識が優れ、成績優秀な大学院生の中から採用する。

- 2 TAの選考基準は、各研究科において内規を定める。

(担当時間数)

第5条 TAの担当時間数は、原則として平均週3時間、年間90時間(60コマ)を上限とする。ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間90時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。

- 2 TAの担当科目及び担当時間は、TA採用申請書に基づき、各研究科において決定する。

(給与)

第6条 TAの給与は、1時間当たり2,000円(90分3,000円)とする。

- 2 給与は直接本人に通貨を以て全額支給する。ただし、法令に定めがあるものについては、控除して支給する。
- 3 本人の同意がある場合には、本人名義の預金口座へ振り込むことができる。
- 4 給与の支払日は21日とする。ただし、支払日が休日及び銀行休業日にあたるときは、その前日(前日が休日及び銀行休業日にあたるときは、その前々日)とする。

- 5 給与支給の計算期間は、当月の初日から末日までとし、翌月の給与支給日に支給する。
- 6 給与は、当該授業科目を開講する学部の学科予算から支出する。

(採用申請)

- 第7条 各学科の授業科目(兼担科目及び兼任科目を除く。)の単位認定者は、第3条第1号又は第2号の授業の補助を必要とするときは、TA採用申請書を当該学科長に提出する。
- 2 学科長は、提出された採用申請書に基づき、TAの採用計画を学科会議に諮り、TAの募集を研究科長に依頼する。

(募集)

- 第8条 研究科長は、前条により依頼のあった授業科目につき、TAの募集を行う。

(申込み)

- 第9条 TAを希望する者は、TA応募申請書を当該研究科長等へ提出する。
- 2 TAに応募した者には、必要に応じ面接等を行うことがある。

(選考)

- 第10条 研究科長は、研究科が定める内規に従い、研究科委員会においてTA候補者を選考し、学長に上申する。

(採用・期間)

- 第11条 学長は、理事長に上申し、承認を得てTAを採用する。
- 2 雇用期間は当該年度末までの1年以内とする。ただし、継続の必要のある場合には、新たに採用することができる。
 - 3 この規程に定めるもののほか、雇用にあたって必要な事項については、雇用契約書に明記する。

(採用取消し)

- 第12条 TAが次の各号の一に該当したときは、研究科委員会の議を経て学長が採用を取り消す。
- (1) 学業をおろそかにしていると認められるとき。
 - (2) 学則第36条及び第38条の規定により、除籍、停学の処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
 - (3) 休学し、若しくは退学したとき、又は成業の見込みがないとき。
 - (4) 業務につき、授業科目の担当教員の指示監督に従わないとき。
 - (5) 本人から採用辞退の申出があったとき。
 - (6) その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

(管理・監督)

第13条 TAは、補助する授業科目担当教員の直接の監督の下でその業務に従事するものとする。

2 授業科目担当教員は、指導教員と連携を密にし、TAの学業・研究に支障が生じないよう配慮するものとする。

(出勤簿)

第14条 TAは、業務に従事したときは、出勤簿に押印するものとする。

(業務実績報告)

第15条 授業科目担当教員は、毎月末に当該月のTAの業務実績報告書により学長に報告するものとする。

(事務)

第16条 TAに関する事務は、教務部教務課とし、雇用契約に関する事務は総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成28年8月30日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。